

厚生常任委員会記録

令和6年6月24日（月）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時49分

○出席委員（7名）

1番 須藤 江利加 委員 2番 工藤 裕介 委員 3番 志村 洋子 委員
9番 竹浪 敦 委員 11番 坂本 崇 委員 18番 野村 太郎 委員
22番 松橋 武史 委員

○出席理事者（7名）

福祉部長 秋元 哲 福祉総務課長 秋田 美織
市民生活部長 佐藤 真紀 健康子ども部長 佐伯 尚幸
市民課長 長利 博子 子ども家庭課長 清野 悟
国保年金課長 相馬 延承

○出席事務局職員（2名）

次 長 竹内 孝行 書 記 外崎 容史

【午前10時00分 開会】

○委員長（坂本 崇委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案4件及び請願1件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議案第57号 弘前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） まず、議案第57号弘前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第57号弘前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労

働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴い、関連規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用となる規模の自然災害により亡くなった方の遺族に対し支給される災害弔慰金や、負傷や住居等の損害の程度に応じて貸付けする災害援護資金等について定めたものであります。

改正内容について御説明いたします。資料1を御覧ください。

改正内容といたしましては、弘前市災害弔慰金の支給等に関する条例附則第3項及び第4項において、引用法令の改正に伴う字句及び条項ずれの整理であります。

なお、附則第4項から「及び保証人」を削除する理由につきましては、東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合であっても災害援護資金の貸付けが認められた経緯を踏まえ、保証人を付すかどうかについては市町村の判断で条例により定めることが適切とされたことに伴い規定から削除されたため、字句の整理をしたものです。

また、本条例の施行期日は公布の日からとするものであります。

資料2を御覧ください。

資料2は新旧対照表となっております。改正箇所は下線部分のとおりとなっておりますので御参照ください。

説明は以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第56号 弘前市出張所設置条例及び弘前市児童館条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第56号弘前市出張所設置条例及び弘前市児童館条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤真紀） 議案第56号弘前市出張所設置条例及び弘前市児童館条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、石川小・中学校等複合施設の整備に伴い、弘前市石川出張所及び

弘前市石川児童館の位置を変更するなど、所要の改正をしようとするものであります。

お配りした資料1ページ目を御覧願います。

弘前市出張所設置条例の改正について御説明いたします。

改正内容につきましては、別表中の弘前市石川出張所の位置を改めるものであります。

次に、資料2ページ目を御覧願います。

弘前市児童館条例の改正について御説明いたします。

改正内容につきましては、第2条の表中の弘前市石川児童館の位置を改めるものであります。また、大沢児童館及び薬師堂児童館を石川児童館に統合した上で、複合施設内へ移転することから、大沢児童館及び薬師堂児童館の項を削除しようとするものであります。

なお、石川小・中学校等複合施設の建築工事につきましては、令和6年7月末までを予定しており、建物完成後に旧校舎の解体工事を行った後、駐車場整備工事が令和7年7月末まで実施される予定となっております。

令和7年8月1日の供用開始を目指しているところでありますが、現時点では施行期日を定めることができないため、附則において、規則で定める日から施行することを規定するものです。

また、資料の3ページ目には出張所、児童館及び複合施設の位置関係等をまとめ、記載しておりますので、お目通しくださいませと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） すみません、1点だけ気になったので確認したいのですけれども、資料の3ページに施設の写真の概要等が載っております。今回の新設されている複合施設の写真が載っているのですけれども、これを見る限りだと駐車場の部分でしょうか、この非常に広いエリアの部分がとても目立っているなと思ったのですけれども、冬の季節であれば除雪とか、除排雪がこの規模だと結構大変になると思うのですけれども、この辺については、何というのですか、ロードヒーティングをやっているのか、もしくはしていなくてもちゃんと対応し得るものなのかというのをちょっと、分かれば教えていただきたいのですが。

○市民課長（長利博子） 駐車場なのですが、学校施設においては、駐車場の除雪は行われていないのですよ。職員の駐車場部分だけを自分たちで行っているだけなので、学校施設は駐車場がなく、公民館とかの複合施設においては駐車場除雪を委託して行っています。なので、整備後には委託して、同じように皆様の駐車場部分は除雪する予定であります。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者一部入替え]

議案第58号 弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第58号弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第58号弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

1の家庭的保育事業等の概要から説明いたします。

家庭的保育事業等は、児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の総称であり、市区町村が認可するものであります。

このほか、子ども・子育て支援法に定める保育所、認定こども園及び幼稚園の教育・保育施設は都道府県等が認可するものであり、共に保育を必要とする児童の受皿となる事業であります。

なお、本市におきましては、これまで家庭的保育事業等を認可した実績はありません。理由といたしましては、県で認可している保育所、幼稚園及び認定こども園などの教育・保育施設で保育需要が充足していることによるものであります。

2の改正理由であります。令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略におきまして、今後3年間の集中的な取組、いわゆる加速化プランが示され、これに基づき家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正が行われたところであります。

弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、この基準省令に従って、あるいはこれを参酌することとされているため、基準省令の改正内容に準じて、所要の改正をするものであります。

なお、教育・保育施設については、都道府県等が条例でこれらの設置及び運営に関する基準を定めているものであります。

3の改正内容につきましては、満3歳の園児は、おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところをおおむね15人につき1人以上とし、満4歳以上の園児については、おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところをおおむね25人につき1人以上とするものであります。

4の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。なお、基準省令においては経過措置を設けておりますが、本市ではこれまで家庭的保育事業等の認可を行っておらず、条例改正による保育の提供体制への影響はないことから、経過措置を設けないこととしております。

資料2は新旧対照表ですので、御参照ください。

説明は以上でございます。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 今、資料1のほうで説明をしていただいたのですが、事実としては今、弘前では該当する施設というか、事業がない、事業者がないということで確認したのですが、今、確かに弘前は人口減になってきていますし、大変な中ではあるのですが、取組を今いろいろと強化している中ですので、もしかすると子供が急激に増える可能性もどこかで出てくるかもしれないと思うのです。プラスで考えればなのですが、

そういったときに、先ほど出ていた今回の事業・条例の部分に関するところ、該当するようなどころが出てこないとも限らないと思うのですが、そうなった場合というのは、市のほうでどのようにフォローアップされるのかなというふうに思ったのですが、分かればお願いします。

○こども家庭課長（清野 悟） 今の御質疑ですが、現在のところ事業を実施している施設はないのですが、状況に応じてはそういうところも出てくる可能性もありますので、そうなった場合は検討したいと思っております。

○18番（野村太郎委員） ちょっと質疑をさせていただきます。

今回、この条例は国の施策が下りてきたという状況で、特に弘前市内ではニーズが上がってきてということではないということの御説明があったのですが、この事業というのは最近マスコミでも、これはニュースとかでも取り上げられていたような事例を見たのですが、具体的にこの改正によって家庭的保育事業というのが、どういう保育ができるようになって、例えば東京であったりとか、どういうところでニーズが上がってきているのかというのを、我々、弘前にいるとなかなか実感として湧かないので、今後のためも含めてちょっと御説明願いたいと思います。

○こども家庭課長（清野 悟） 家庭的保育事業に関しましては利用定員が5人以下と定められておりまして、保護者の居宅等において保育するサービスの形態になります。そのほかに小規模保育事業もありまして、小規模保育事業につきましては利用定員が6人から19人までと定められており、主に施設において保育するサービスの形態になっております。また、事業所内保育事業もございます。事業所内保育に関しましては、利用定員の定めはなく、事業主などが主に自身の事業所の従業員の子供を保育するサービスの形態になっております。あと、居宅訪問型保育事業もございます。こちらのほうは保育を必要とする乳幼児の居宅において保育するサービスの形態であり、子ども・子育て支援新制度において新たに認可事業として位置づけられたサービスになっております。全部言いました。

あと、地域型保育事業というのもあります。そちらのほうは、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業で、定員数や保育の実施場所等によって分かれる四つの事業、こちらのほうが家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅型保育事業をまとめて指すものでございます。こちらのほうは子ども・子育て支援法上において用いられている総称になります。

今現在はないですが……すみません、ちょっと……まず、実施の要望があるかということ……（「ないのでこうなっていると思うので」と呼ぶ者あり）そうですね。

○18番（野村太郎委員） 恐らく弘前ではないから今こういう形で来ていると思うのですが、これが制度になったのは、ニーズがあるから国としても制度としたのだと思うのですが、具体的には、例えば東京ではこういうことがとかというふうに、弘前ではないけれども、こういうところではこういうニーズがありますよとか、こういう実施の予定がありますよ、もしあったら教えてほしいなというところ。我々もまだ、なかなかイメージがつかないの

で。

○こども家庭課長（清野 悟） 東京とかそちらのほうのニーズに関しては、ちょっと調べては
ございませんでした。

○18番（野村太郎委員） もしよければ、資料を頂ければ今後の参考とさせていただきたいと思
います。

今回は、弘前においては特にニーズがあるからこうなったというわけではないと思うので
すけれども、例えば事業所内のものに関してだったら、今後、企業誘致等が進んでいったとき
にもしかしたら必要になる可能性もありますし、あるいは既存のところでも、病院等で必要に
なってくるかもしれないので、そういったところも、先ほど須藤委員からもあったとおり、実
際にニーズが出たときのフォローアップ体制というのはしっかりしていただきたいなというこ
とを要望して、終わりたいと思います。

資料のほうは、いつでも構いませんのでよろしくをお願いします。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第59号 弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第59号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第59号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に
ついて御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

本条例案は、1、改正趣旨のとおり、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保
険料の賦課限度額及び軽減適用に関する所得判定基準の改定と、国民健康保険法の一部改正に
伴い、退職被保険者等に係る規定の廃止を行うため、所要の改正を行うものであります。

2、改正内容を御覧ください。今回の改定は3点ございます。

一つ目は、賦課限度額の改定であります。これは後期支援金分の賦課限度額を22万円から24

万円に2万円引き上げようとするものであります。今回改正する賦課限度額は後期支援金分のみであり、医療分と介護納付金分につきましては据置きとなり、この三つの区分の合計賦課限度額は、世帯ごとに最大で104万円から106万円となります。

二つ目は、軽減措置に係る判定所得基準の改定であります。これは、国民健康保険料について、所得額が一定基準以下の被保険者に対して適用している均等割額及び平等割額の7割・5割・2割軽減の所得判定基準に関し、5割軽減の基準を、これまで被保険者数に乗ずる金額29万円から29万5000円に5,000円拡大、2割軽減の基準を、これまで被保険者数に乗ずる金額53万5000円から54万5000円に1万円拡大するものであります。

三つ目は、退職被保険者の経過措置等に関する事項の廃止であります。これは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律によって国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、退職被保険者等の経過措置等に係る規定が削除されたため、該当する条例の条文を削除するものです。

以上が改正趣旨及び三つの改正内容の御説明となります。

次に、配付いたしました残りの資料について御説明いたします。

今回の改正に係る国からの通知が資料2及び資料3となります。

資料2を御覧ください。

第2、改正の内容のうち、四角で囲んでおります1が賦課限度額について、2が保険料軽減判定に係る改正について示されたものであり、その施行期日は一番下の四角の囲みのおり令和6年4月1日とし、本年度の保険料賦課からとなります。

次の資料3が退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除する通知となり、資料3の裏面(7)が該当する事項となっております。

次の資料4が本年4月18日に開催しました国民健康保険運営協議会へ諮問した際の答申書であり、賦課限度額の改定について諮問どおり実施することが認められたものであります。

次の資料5及び資料6は、今回の改定に伴う影響を示した資料となります。

資料5を御覧ください。

賦課限度額世帯の推移見込みは、本年2月末時点の国保加入世帯状況で推計したものであり、限度額を超過する世帯数は、後期高齢者支援金等分が492世帯から83世帯減少し、409世帯と見込まれます。それにより、賦課限度額に達する世帯の割合は、2.07%から1.72%に減少する見込みであります。

次の2の賦課限度額の改定に伴う影響額の見込みは、賦課限度額を改定した場合としなかった場合の調定額を比較した結果、約900万円の増額効果が見込まれることを示しています。

最後の賦課限度額に達する世帯人数別の所得及び収入額は、世帯人数ごとによる賦課限度額に達する所得について、上段の表が改定前、下段の表が改正後を示したものです。

1人世帯の例で説明いたしますと、現行の場合、年間約875万円の収入、所得約680万円で賦課限度額に達しますが、改定後は収入、所得とも約63万円増となり、収入が約938万円、所得が約743万円で賦課限度額に達することとなります。

次に、資料6を御覧ください。

まず、1、法定軽減基準の改正内容と条例改正該当条文は、5割軽減と2割軽減の基準額の改正条文を示したものです。

次の2、法定軽減基準改正に伴う対象世帯及び被保険者数の推移見込みは、令和6年2月末時点で試算した結果、5割軽減が54世帯、90人増加、2割軽減が30世帯、56人が増加するもの

と見込まれ、次の3、法定軽減基準改正に伴う影響額の見込みが、今回の改正によって保険料調定額は約309万円減少となる見込みであります。

最後の資料7は、今回の改正案に係る新旧対照表となっております。

以上で、国民健康保険条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） では質疑いたします。

後期高齢者医療制度自体が2008年に施行されまして、今年で、2024年現在で17年目になるのかなと思うのですが、制度導入後、弘前市において、これまで幾らくらい増減があったものなのかを確認したいのと、もう一つは、資料6に、冒頭にもありましたけれども、法定軽減基準の改定内容を見たのですが、7割軽減だけが対象となっていないようなのですが、軽減が必要な方の、これが全てではないにしても、何で2割と5割の軽減の方のみが対象となっているのかというのをちょっと確認したいのですが、お願いします。

○国保年金課長（相馬延承） まず、後期高齢者支援金分が創設されたときと現在とで、どれだけ賦課限度額が増加しているかということに関してお答えします。

創設されたのが平成20年度になりまして、その際に、給付費に当たる基礎賦課額が47万円、後期は賦課限度額が12万円の合わせて計59万円が保険料賦課限度額でしたが、6年度現在、2万円を上げようとしているのに対して、基礎賦課額が65万円から変わらずに、後期のほうが24万円になりまして、合わせて合計89万円になりますから、スタートした平成20年度から比べると30万円、限度額が増加しているという状況となっております。

次に、軽減判定基準の拡充で7割軽減がなぜそういうふうにされていないのかということに関しましては、賦課限度額上げを行うことによって高所得世帯による負担を求める形で、その効果によって中間の所得層の人に対して負担の伸びを緩和するため、7割軽減の該当世帯はいわゆる低所得世帯、非課税世帯とかになりますから、そこの拡充をするというものではないという考え方になります。

特に、5割・2割の判定基準の引上げに関しましては、物価の高騰等、経済状況を踏まえて、今賃金が上昇してきて、今まで2割軽減に該当していたのが所得が上がることで2割に該当しないとか、そういったことを防ぐために、この軽減判定基準も増加させていっているということになってございます。

○1番（須藤江利加委員） 今お話にあったとおり、確かに今、物価高の影響がずっと続いている中ですので、その5割・2割軽減の方々だけという見方というよりは、全体的にやはり生活がきつきつになっているのかなというふうに思うところです。

去る令和6年4月には介護報酬の改定もあって、高所得者の方々も保険料がかなり上がっている状況にあるわけなのですけれども、今回の後期高齢者支援金賦課限度額が22万円から24万円に引き上がるということは、プラス、先ほども出ていました2万円の増加になるというのは結構大きな金額だと思うのですが、この部分に対して、市民への理解というのをどのように当市のほうでは得ようとなさっているのでしょうか。

それについてと、昨年5月以降、コロナウイルスの感染症が5類に移行されたことに伴いまして、病院にかかるお金、治療費であったり入院費、外来、医療等、全てにおいて自己負担が今発生している状況なわけです。

国保のその会議のところで話されていた中身としては、コロナ禍に手術ができなくて後になってしまって、昨年になってからやっと手術をしているような人たちもいるから、医療費が

すごく膨れ上がってきているという状況も確認していたところだったのですが、それであっても、やはりその後インフルエンザの流行もあったりなどして、病院代が非常に高くなってきています。

これは本当に市民生活を圧迫しているなというふうに思うところなのですが、ちょっとこれと近い話で、資格者証の方々への影響というのもちょっと気になる場所でした。その部分というのは、医療費もかかって、保険料も結構かかっている中で、資格者証の方々に対する、今、当市でたしか短期保険証を確保するのをやっていたと思うのですが、状況はどうなっているのか教えていただきたいのですが。

○国保年金課長（相馬延承） 賦課限度額増額に関する市民への周知に関しましてですが、まず、来月の7月中旬に切符、納入通知書を送付しますので、その中に基準等を明記したものを送付する形になりますし、毎年、広報ひろさき8月1日号と同時配布の形で「こくほ特集号」というものを必ず配布しております、それに必ずこの軽減の拡充であったり賦課限度額が増加した場合のものを周知する形を取っております。あと、実際に4月に開催されました運協の諮問書がついていますが、運営協議会が開催されたことによって、地方紙の新聞記事で報道されている形になりますので、それを見てお気づきになっている方々もいると思われま。

次に、滞納世帯、いわゆる資格証明書、10割負担になる方々の交付状況ですが、令和5年度末、いわゆる令和6年3月末の段階で180世帯が資格証明書交付世帯で、滞納世帯は全体として3,431世帯あるのですが、そのときの世帯数、2万3602世帯が国保の加入になりますので、滞納世帯は大体15%ぐらいある形で、全てが資格証明書というわけではなくて、そのうちの180世帯に資格証明書を交付しています。

ただ、病院に行きたいであるとか、資格証明書交付世帯に関しても、状況のほうを窓口に来て御説明いただければ、すぐに短期の被保険者証を交付するという形で、窓口で10割負担のないようにという形の配慮をして対応しているものでございます。

○22番（松橋武史委員） この2万円の値上げの理由についてなのですが、これは国——厚生労働省が国民に対し理解を求めないといけない内容かというふうに理解をさせていただきます。

役所に対して、国——厚生労働省から、また県から、県を通じて、どのような理由でこの値上げをしなければいけないのだという説明を受けているのか御確認をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○国保年金課長（相馬延承） 後期高齢者医療のほうの支援に関しましては、結局後期高齢者そのものの人数、団塊の世代が2025年に全て75歳以上になるという形で、どんどん加入者が増加してきている状況でございます。そのため、後期高齢者の給付費自体がどんどん増えてきています。

なので、加入されている後期の方々も2割負担であるとか制度を改正したりして、負担していただける方々の分は増加させるという対応をさせていただきますが、やはりどうしてもその各医療保険に加入している者からの支援の部分も増やしていかなければ、なかなか支えていくことが困難であるということもございまして、今回は後期の支援分だけを2万円上げるのだという形の国の改正という説明を受けているものでございます。

○22番（松橋武史委員） ただいまの説明で、値上げと聞くと市民・国民はよいイメージは持たないものの、設定上致し方ないことなので納得したということでもあります。ありがとうございました。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 議案第59号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論をいたします。

国民健康保険事業は、その法の第一条で社会保障であると定められているにもかかわらず、国はその国保負担割合を減らし続けてきました。しかも、国保に対する国の責任をさらに減らすため法を改正し、自治体から都道府県単位化へと制度変更が行われてきています。各自治体へは交付金を使って徴収強化を誘導し、一般会計からの繰入金徐徐に減額することも求めてきていました。

今回の賦課限度額を引き上げる国民健康保険条例に対しては、やはり反対であります。今回の改正は賦課限度額が、後期高齢者支援金等賦課限度額が22万円から24万円に引き上げることにより2万円も引き上げられることになり、収入に応じた保険料となっていないと思います。後期高齢者支援金が導入された、先ほども説明がありました2008年は68万円であったと。しかし、今現在までに30万円も引き上げられているということでもあります。

限度額を超える世帯は減少しますが、高所得者からの税収が増えることにはなるかと思いません。この層においても、やはり必ずしも暮らしの余裕があるわけではないかと思いません。

限度額を引き上げることで、中・低所得者の負担軽減が図られると言いますが、高額所得者と比較して、やはり中所得者負担率が重い国保制度の欠陥をそのままにしての部分的な手直しであり、中間所得層の中で軽減される世帯と負担増となる世帯が生まれることになり、認めることはできません。

均等割と平等割の減額の対象範囲の拡大の内訳を見ますと、対象世帯の5割軽減分で54世帯、2割軽減分で30世帯となっていました。軽減効果は309万1800円ですが、所得がないか、もしくは低い7割軽減対象について、軽減措置の拡大へのまともな考慮がされておられません。

物価高が続いている中で経済状況が厳しい今でありますので、これ以上の負担を市民に押し付けるべきではありません。

よって、議案第59号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行いました。

○18番（野村太郎委員） 私は、議案第59号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で意見を申し上げます。

今回の条例改正は、国の方針に合わせ、国民健康保険法施行令の一部改正に準じたものであり、国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に関わる賦課限度額の引上げをすることで、さらに所得額が一定基準以下の被保険者に対して適用している均等割額及び平等割額の5割並びに2割軽減における軽減所得判定基準の見直しをしようとするものです。

国民健康保険料の限度額を見直すことで、所得の高い方にはもう少し負担をしていただくこと、そして中・低所得層の保険料の負担軽減が図られ、また、軽減所得判定基準の見直しをすることで、保険料の負担が軽減される方が増えると見込まれ、社会保険制度としての公平負担の公平性が大変重要となる国保の仕組みに合致しているものと考えます。

以上のことから、今回の改正は妥当なもの判断し、本案に賛成するものでありますが、理事者におきましては、今後も国保財政の健全化により一層努められるよう要望いたしまして、

かつ今後の保険料等の見通しというもの、これは市民にとっては大変重要なことであると思いますので、できる限り今後の見通しというものを、可能な限り分かりやすく市民の方々に説明していくことを要望して賛成討論とさせていただきます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（坂本 崇委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

請願第1号 「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願について

○委員長（坂本 崇委員） 最後に、請願第1号「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願についてを審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ありませんか。

○2番（工藤裕介議員） 私、「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

厚生労働省は、本年4月にマイナンバーとひもづけられた健康保険証の情報と住民基本台帳の氏名などが一致していなかったといった件がおおよそ139万件のうち、別人の情報がひもづけられていたケースは545件あったと公表しているとおおり、マイナ保険証の不備は解消されていない状況にあります。

介護を受ける人や障がいのある人など、マイナカードの申請や管理が難しい人、弱い人ほど社会保障からこぼれ落ちるおそれがある。

その中で、能登半島地震のときにマイナ保険証は使えませんでした。災害時に通信インフラに影響が出た場合、マイナ保険証は資格証明を得られず、役に立ちません。通信インフラが整っていない離島や山間部では、マイナ保険証は利用できない状況にある。読み取り装置は補助金などによって導入を促すことも可能ですが、通信インフラの整備はそう簡単ではありません。

一方、現行の保険証は加入されている健康保険の名称も記載されており、電気や通信インフラが不通でも対応ができます。

全国保険医団体連合会によると、マイナ保険証導入義務化直前の2023年3月に廃業した医院

は全国で1,103件に上り、令和6年末まで廃業を決めている医院が約1,000件あるとしております。医師の高齢化によって、オンラインシステムに対応ができず、結果、無医村が増え、地域医療が崩壊する可能性があるとも指摘されています。

その観点から、本来、マイナンバーカードの取得は任意であり、義務ではない。しかし、現行の保険証が廃止になり、マイナ保険証に一本化されるということになりますと、事実上強制と同じことになると思います。

1、マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意であるという原則を明確化すること。2、国民の不安が払拭されるまで、現行健康保険証を存続させることの請願項目に賛同し、「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願について賛成いたします。

○3番（志村洋子委員） 私からは、請願第1号「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願について反対の立場で意見を申し上げます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、関係法令に基づき、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードの利用、通称マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされております。

これは、マイナ保険証を利用することによって、我が国の医療DXの基盤として、国民皆保険の下、デジタル社会における質の高い医療の実現を目指すものであります。

具体的には、医療機関・薬局において患者の直近の資格情報等の確認ができるとともに、患者本人の同意に基づいた上で、過去の薬剤情報等を医療関係者に共有して重複投薬や併用禁忌を回避するなど、健康・医療に関する多くのデータに基づいたよりよい医療を患者に受けただけことが可能となるものであります。

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の登録は強制されるものではなく、任意であることから、健康保険証の新規発行終了後には資格確認書を交付する対応を行うものであり、国をはじめ、各保険者がマイナ保険証利用に関する周知を継続して実施し、被保険者の不安払拭にも努めているものであり、健康保険証存続を求める意見書を提出には反対の意見である。

以上のことから、本請願は不採択とすべきであると考えます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（坂本 崇委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時49分 散会】